

横浜市市民文化会館 第1期指定管理者公募に係る質問及び回答

No	書類	ページ	項目	質問内容	回答
1	公募要項	9	(8) 修繕等	「指定管理者が適切な対応を怠ったことにより修繕費用が多額になったことが認められる場合は、1件あたり100万円以上（消費税及び地方消費税を除く）であっても、指定管理者の負担により実施することとします。」とありますが、この場合の「対応を怠る」どのような場合を想定されているかご教示いただけますでしょうか。	不具合が生じた段階では、指定管理者が修繕する範囲の小規模なものであったにもかかわらず、修繕等を実施しなかった結果、不具合箇所が拡大したことで、本市負担の大規模な修繕を要することになった場合等を想定しています。
2	公募要項	11	ア 審査方法	「審査は、応募者の提出書類及び面接審査等に基づき、指定管理者評価基準項目に従い総合的に実施します。また、面接審査ではプレゼンテーションを行っていただき、それに対する質疑を行います。このため、団体の代表者又は代理人合計3名までの出席をお願いします。」について3館を一体として選定（バンドリング）となりますため、出席人数の上限緩和（例：4～5名）、あるいは「構成企業または対象施設数ごとに2名まで」といった柔軟なご対応をいただくことは可能でしょうか。	バンドリングに伴う面接審査への出席人数の上限数緩和はありません。また、複数団体による共同事業体を結成して応募した場合であっても、合計3名までとしてください。
3	業務の基準	12	(1) 施設の利用許可・イ	「市民文化会館では、「横浜市市民利用施設予約システム（以下「予約システム（ https://www.shisetsu.city.yokohama.lg.jp/user/Home ）」という。）」で利用申し込みができるものとしています。」について、次期より市民文化会館3館バンドリングという運営になりますが、予約システムにおいても各館（関内ホール・市民プラザ）の情報が共通で確認できるようになりますでしょうか。	権限の設定を変更することで、市民文化会館3館において共通で予約システム操作が可能です。なお、設定を変更する場合は、本市と調整が必要です。
4	提案課題及び様式集	1	(様式14) 運営組織の構造、開館時間の勤務シフト、休館日設定の考え方	市民プラザにおけるホールの夜間の安全な退館管理と、施設メンテナンス時間を確保するため、例えば17:45～21:45にするといった施設利用区分の変更についての協議を貴市とさせていただくことは可能でしょうか。	本市との協議により、施設利用区分を変更することは可能です。なお、利用区分を「17:45～21:45」とした場合でも、基本開館時間は、午前9時から午後10時までとなります。
5	提案課題及び様式集	—	(様式21-ABC) 利用料金の考え方と具体的な料金設定、支払方法や割引料金・減免等の運用方法の考え	料金設定で種別ごと上限額（1日につき）が定められているなか、以下のような時間区分（コマ）ごとの料金改定を提案することは可能でしょうか。 現状：1日を区分に分け、各区分の合計額が1日の上限額と一致している。 提案：区分ごとの利用料金を引き上げる。これにより区分ごとの合計額は上限額を超えてしまいますが、1日を通して利用する場合の料金は上限額（据え置き）とすることは可能でしょうか。	ご質問の料金設定の提案は可能です。なお、業務の基準に定めるとおり、本市との協議の上で利用料金額は決定されます。